

| 意見概要 | 件数 | 意見に対する回答 |
|--|----|---|
| <p>パブリックコメントの項目とは異なるが、有機リンなどのガスクロマトグラフ法を用いた分析方法に関して、MSなど他の検出器でも検出可能なものは、それらの検出器に関しても記載してもらいたい。 有機リンのみのためにGC-FPDを購入するのは無駄が多い。</p> | 1 | <p>今回の告示改正に関するご意見ではございませんが、今後の公定分析法の検討における参考とさせていただきます。</p> |
| <p>砒素及びセレンの測定方法について、改正JISの、ICP-MSの分析法において、妨害物質が多い場合はコリジョンセル等を使用することになっていると言うが、それを通知等で明示すべきではないか。</p> | 1 | <p>分析法に関する注意事項を明示した通知を発出する等の対応を検討します。</p> |
| <p>公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の測定方法(昭和46年12月環境庁告示第59号)別表1の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」に係る「測定方法」及び同表の「備考4」、地下水の水質汚濁に係る環境基準の測定方法(平成9年3月環境庁告示第10号)別表の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」に係る「測定方法」及び同表の「備考3」並びに地下水の水質の浄化基準及び削減目標に係る測定方法(水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法)(平成8年9月環境庁告示第55号)別表の「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」に係る「測定方法」について、測定方法に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」を一括して分析する方法を追加するべきである。</p> | 1 | <p>今回の告示改正に関するご意見ではございませんが、今後の公定分析法の検討における参考とさせていただきます。</p> |
| <p>公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の測定方法(昭和46年12月環境庁告示第59号)別表2の1の(2)のイ「全窒素」に係る「測定方法」について、測定方法に規格K0102の45.1に定める方法(総和法)を追加するべきである。</p> | 1 | <p>今回の告示改正に関するご意見ではございませんが、今後の公定分析法の検討における参考とさせていただきます。</p> |
| <p>特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成7年6月環境庁告示第30号)別表の四の(3)の「日本工業規格K0102の33.1」、及び本告示全体にある「日本工業規格K0102の33.1」について、発ガン性物質である「オトリジン」を使用する分析法は廃止し、規格K0102の改正にて新たに加わった分析法(規格K0102の33.4)を導入することが適当である。</p> | 1 | <p>今回の告示改正に関するご意見ではございませんが、今後の公定分析法の検討における参考とさせていただきます。</p> |